# 重要

我孫子市教育委員会より 保護者のみなさまへ



### 令和5年度から **自己申請制**うな~

令和5年3月

令和5年度第3子以降の学校給食費無償化のための手続きについて

市では、平成30年度から市立小中学校に在学する第3子以降のお子さんの給食費無償化を実施してきましたが、令和5年1月分から対象者を拡大し、令和5年度も引き続き実施します。 無償化を受けるためには、年度ごとに保護者による申請が必要です。

### 【無償化の条件】令和5年4月1日以降、①~④すべてを満たしている児童生徒

- ① 保護者が小学校1年生以上の子を3人以上扶養しており、上から3番目以降の子であること
- ② ①の子が我孫子市立小中学校で給食の提供を受けていること
- ③ 生活保護を受給していないこと
- ④ 令和4年度までの学校給食費に滞納が無いこと

上記の条件に該当し、令和5年度(1年間分)の給食費の無償化を希望する方は、下記期限までに手続きを行ってください。

下記期限を過ぎて申請された分は、申請書が提出された日の属する月分からの無償化となりますので、ご注意ください。

# 令和 5 年度分(1 年間分)給食費無償化のための申請期間

**令和 5 年 4 月 30 日** (インターネットでの申請)

※ 郵送の場合は4月30日必着、教育委員会へ持参の場合は4月28日17時まで

### ★給食費無償化の手続きが変わります!

手続きの種類	令和 4 年度
申請 • 変更届	<ul> <li>・我孫子市立小中学校に3人以上在籍している子を持つ保護者に、学校を通して申請書、請求書を配付</li> <li>・上記以外の無償化希望者の申請は、自己申請制</li> <li>・書類の提出方法は、電子申請、郵送、窓口持参以外に、学校を通しての提出も可能</li> </ul>
就学援助	・無償化は対象外
特別支援教育 就学奨励費	<ul><li>自己負担分は無償化の対象(無償化の申請が必要)</li></ul>
支給	・一度学校に納付した給食費を後日、指定 口座へ市が補助金として支給する還付方 式のため、保護者の口座番号を記入する 請求書の提出が必要。

令和 5 年度
・自己申請制(対象児童生徒 1 人につき 1 申
請)
・書類の提出方法は、下記のいずれか
①電子申請
②郵送
③教育委員会の窓口持参
(学校では受け取りません)
・ 無償化の対象 (無償化の申請が必要)
・無償化の対象 (無償化の申請が必要)
・市は、「補助金」を保護者に支給するのでは
なく、「支援金」として学校へ無償化児童生
徒分の給食費を支給するため、学校は無償
化の認定を受けた児童生徒の給食費を集
金しない方式。そのため、保護者の口座番

号を記入する請求書の提出は不要。

# 手続きの方法

#### (対象となるお子さん1人ずつの申請が必要です。)

令和 5 年度からは、無償化の希望者は**自己申請制**となります。**学校を通しての書類のやり取りは行いません**のでご注意ください。

### **◆申請について** ア、イのどちらかで

- ア. 我孫子市ホームページから「ちば電子申請サービス」を使って申請。(下記 QR コードから) イ. 我孫子市ホームページから必要書類をダウンロードし、書面で申請。(下記 QR コードから)
- ★扶養しているお子さん(我孫子市立小中学校に在籍している場合は不要)の健康保険証(被保険者証)をご用意ください。健康保険証(被保険者証)の写しに「記号番号」が見えないようにマスキングしたものを申請にお使いください。
- ★「ちば電子申請サービス」を使って申請する場合は、申請後、「申請受理のお知らせ」メールが届きます。メールが届かない場合は、申請が完了していませんので、必ず受理メールが届いていることを確認してください。(メールが受信できる状態に設定しておいてください。)
- ア. ちば電子申請サービス



イ. 市ホームページ



### ◆扶養の状況が途中で変わった場合

4月1日以降、就職等によりお子さんの扶養状況が変わった場合は「変更届」を必ず教育委員会へ提出してください。(様式は市ホームページに掲載)無償化の条件から外れた日の属する月の翌月分から、給食費を学校に納入する必要があります。変更届の提出が遅れた場合、無償化の条件から外れた日までさかのぼって決定を取消し、給食費を学校に納入いただきます。

# ◆年度の途中で新たに無償化の条件を満たすことになった場合

申請書を速やかに提出してください。申請が遅れた場合は無償化の対象期間が短くなってしまうため、ご注意ください。

(例) 転入、新たに扶養する子が増えた、無償化を申請する前の未納分の校納金を完納した、 生活保護受給者でなくなった場合など

# ◆令和 5 年度に就学援助・特別支援教育就学奨励費を受ける方

令和4年度は、第3子以降のお子さんが就学援助を受けている場合、無償化の対象外としていましたが、令和5年度以降は無償化を優先します。第3子以降のお子さんが就学援助、特別支援教育就学奨励費を受ける場合、無償化の申請が必要になります。ご注意ください。



申請に際して特別な事情やその他ご相談がある場合は、右記お問い合せ先までご 連絡ください。 (お問い合せ先)

我孫子市教育委員会 学校教育課 保健給食係 給食費補助金担当 TEL 04-7185-1267